

さ情審査答申第114号
平成26年10月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成26年2月12日付けで貴職から受けた、「(仮称)さいたま市子ども総合センタープロポーザル(H25年7月提出)において、①特定法人が一次審査にエントリーしたか。②同社が、一次審査を通過し、30社に選ばれていたか。③同社が、30社につけられた通し番号“B”であったか。」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成25年12月20日付け子子子企第1248号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った不開示決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) プロポーザルの参加の有無を開示することにより、「その法人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害することにはなる」、理由が無い。なぜなら、参加の有無は法人の自由意思に基づいており、自由意思を他者が知ることにより、その法人の権利や地位を脅かしたり、利益を害することにならないからである。また、一次審査の通過の有無を開示するこ

とにより、その法人の実績やプロポーザルへの体制等に対するさいたま市の評価が示されることにはなるが、それは本件プロポーザルにおける、さいたま市の法人への評価であり、その評価は、法人に対する絶対的かつ普遍的な評価にはならないため、これも権利や地位を脅かしたり、利益を害することにならない。法人（設計事務所）に対する評価は、常に対象とする物件において、施主・施工者等関係者、そして第三者からの相対的な評価、もしくはそのような評価の連続の中で築かれた評価である。プロポーザルやコンペ審査の通過の有無を開示することによって、「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」のなら、あらゆるプロポーザルやコンペ審査の結果を、行政庁も発表することができないし、建築雑誌等に掲載できないことになる。

- (2) 1等、2等案など、本件プロポーザルにおいて、さいたま市が優秀だと評価した案を公表することによって、是非ともさいたま市は、参加した法人たち（設計事務所）を啓蒙すべきと考える。プロポーザルやコンペに対する業界の実力を上げていただく、せつかくの機会のはずなのに、優秀案が発表されないのは非常に残念である。当選できなかった法人は、本件プロポーザルに対し、莫大な時間と業務費をかけているのだから、さいたま市は評価基準を開示し、当選できなかった理由を推測するための情報を与えて然るべきであり、それが評価基準の公正さに対する疑念を生じさせない最良の方法と考える。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 (仮称)さいたま市子ども総合センターは、専門相談機能と遊びひろば等の一般の方が来場する機能に加え、企画・研究機能、世代間交流・地域活動拠点機能を兼ね備えている政令指定都市初の施設であるため、さいたま市はもちろん、設計者にとっても経験のない施設設計となることが予想された。このため、(仮称)さいたま市子ども総合センター建設基本・実施設計業務については豊富な経験と高い専門知識、高度な企画・調整能力及び技術力のある設計者に設計業務を委託することが重要であり、一定の条件を満たす提案者を公募し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する技術提案書の提出を求め、その内容の審査等を行い、当該業務の履行に最も適した者を選定する方法であるプロポーザル方式を採用した。
- 2 (仮称)さいたま市子ども総合センター建設基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル(以下「本件プロポーザル」という。)の結果については、

既に最優秀者、優秀者に特定された法人名を公表しており、その他の参加者については仮名としている。特定されなかった法人名を公開すると、本件プロポーザルの提案内容に関する評価であっても、当該法人の設計能力又は事業遂行上の評価と誤認され、ひいては社会的な評価が損なわれるおそれがある等、当該法人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあると認められる。

そのため、特定法人が本件プロポーザルにおいて、一次審査にエントリーをしたかの開示請求に対しては、当該行政情報の存否を答えるだけで、不開示情報である当該法人の本件プロポーザルの参加の有無を開示することとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条に該当するとして存否応答を拒否したものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件対象行政情報は、異議申立人から平成25年12月11日付けで開示請求を受けた「(仮称)さいたま市子ども総合センタープロポーザル(H25年7月提出)において、①特定法人が一次審査にエントリーしたか。②同社が、一次審査を通過し、30社に選ばれていたか。③同社が、30社につけられた通し番号“B”であったか。」である。実施機関は、本件開示請求に対し、当該行政情報の存否を答えるだけで、当該法人の本件プロポーザルの参加の有無を開示することとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから条例第10条に該当するとして本件処分を行ったところ、これを不服として、異議申立人は、本件対象行政情報の開示を求め、本件異議申立てを行ったものである。

2 (仮称)さいたま市子ども総合センター建設基本・実施設計業務委託公募型プロポーザルについて

本件プロポーザル実施要領によると、(仮称)さいたま市子ども総合センターは、子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する、さいたま市らしさを生かした中核施設として整備し、このような役割と機能が求められる本施設の設計に当り、設計者の柔軟かつ高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を求めたく、プロポーザルを実施するとしている。

実施機関がホームページで公表している本件プロポーザル審査結果によると、本件プロポーザルには11者が参加し、参加資格を認められなかった2者及び辞退届の提出があった1者を除く8者から技術提案書の提出が

あった。本件プロポーザル審査委員会にて一次審査の結果、一次審査通過者5者を決定した後、二次審査を行い業務委託候補者の最優秀者及び次点の優秀者を決定している。参加資格の確認された参加表明者9者には、アルファベットの仮名がそれぞれ振られており、公表に当たって最優秀者及び優秀者の法人名は公表したが、選定されなかった法人については、アルファベットによる表記のみで法人名は公表していない。二次審査を行った5者については、本件プロポーザル審査委員会による評価を公表している。

3 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

同条は、実施機関が開示請求のあった行政情報について、当該行政情報の存否を明らかにするだけで条例第7条第1号から第7号に規定された不開示情報の保護利益が害されるときには、当該行政情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

実施機関は、本件処分において、本件開示請求の「①特定法人が本件プロポーザルにおいて、一次審査にエントリーしたか」については、当該行政情報の存否を答えるだけで、当該法人の本件プロポーザルの参加の有無を開示することとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、条例第7条第3号に規定された法人情報を保護する目的で条例第10条の存否応答拒否をした。

そして、本件開示請求の「②特定法人が、一次審査を通過し、30社に選ばれていたか」について回答することも、「①特定法人が、本件プロポーザルにおいて、一次審査にエントリーしたか」に回答してしまう結果となり、同様に本件開示請求の「③同社が、30社につけられた通し番号“B”であったか」についても、実施機関がホームページに“B”が一次審査に参加し選定されなかったことを公表しているため、当該行政情報に対し回答するだけで特定法人が一次審査にエントリーしたか否かを回答することになるものである。そこで、本件プロポーザルの一次審査に参加した法人名が条例第7条第3号に該当するかについて検討する。

4 条例第7条第3号の該当性について

(1) 条例第7条第3号は、「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

同号は、法人等の当該事業活動の自由あるいは公正な競争秩序の維持は、それが正当なものである限り社会的に保障されなければならないという必要性から、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについて、不開示とすることを定めたものである。

- (2) 実施機関によると、本件プロポーザルは、専門相談機能と遊びひろば等の一般の方が来場する機能に加え、企画・研究機能、世代間交流・地域活動拠点機能を兼ね備えた政令指定都市初の施設であり、全国でも例のない特殊な建物であるので、技術提案書には設計者の能力が顕著に表れるものである。

まず、一次審査を通過し、最優秀者及び優秀者に選定されなかった3者については、仮名にして本件プロポーザル審査委員会による技術提案書の評価を公表している。その評価は、技術提案書の内容に対して評価できる点と評価できない点を記載したものであり、本件プロポーザルにおいては当該法人の設計能力とも結びつくものである。したがって、当該法人名を開示することにより、法人名と本件プロポーザル審査委員会の評価が結びつくと、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、これら3者の法人名は条例第7条第3号に該当する。

次に、同様に一次審査を通過できなかった法人及び一次審査に参加できなかった法人についてもその名称を開示すると、二次審査に参加した法人よりも当該法人の能力が低い評価であると受け止められかねないため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、これも条例第7条第3号に該当する。

5 条例第10条の該当性について

上記で検討したとおり、本件プロポーザルの一次審査にエントリーした法人名は、条例第7条第3号に該当する不開示情報であることから、特定法人が一次審査にエントリーしたか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになると認められる。

異議申立人のその余の主張については、本件処分の当否に直接関係するものでなく、また、上記当審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

- 6 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので、

前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成26年 2月12日	諮問の受理
②	同年 2月21日	実施機関から理由説明書を受理
③	同年 3月27日	審議
④	同年 8月 7日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同年 10月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者

(五十音順)